

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで

申立期間について、申請免除期間との回答をもらった。しかし、私は決して申請免除の手続をしていない上、国民年金の申請免除の制度についても知らなかった。申立期間は、私が高校を卒業後就職した会社を平成7年12月30日に退職した直後の8年1月初めころに、A町役場で初めて国民年金の加入手続をし、その後、手帳と一緒に納付書が送られてきて、毎月きちんと納付したと記憶しているので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行っている上、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「会社を平成7年12月30日に退職し、翌8年1月初めころ、町役場で初めて国民年金の加入手続を行い、後日、郵便で送付された納付書により国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年1月24日以降に払い出されており、当該時点において、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、その主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、「申請免除手続を行った記憶は無く、失業保険で国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人から提出され

た普通預金通帳の振込記録により、平成8年1月から同年3月において求職者給付を受給していることが確認できる上、その預金残高の推移から、申立人が失業を理由として申請免除を行う経済状況にあったとは考え難く、申請免除を必要とする具体的な事情は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年12月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月9日から59年1月9日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A社の記録が無い旨の回答をもらった。

A社での任用期間が、昭和58年12月9日からとなっているので、その日から厚生年金保険にも加入していたと思うが、59年1月9日からの加入となっており納得できないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している任用決裁簿の写しから、申立人のB施設におけるC業務としての任用の発令年月日は昭和58年12月9日と確認でき、同社からは、「申立人は申立期間に在籍していた。」と回答を得ていることから、申立人が申立期間において、B施設に勤務していたことが認められる。

また、A社では、「申立期間当時のC業務（臨時的任用者を含む。）に係る厚生年金保険加入について明文化された基準は残っていないものの、社会保険の資格取得基準に従っていたと思われる。」としているほか、「当初の任用期間が2か月以上ある時は、任用の発令年月日から厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人の上記任用決裁簿の写しから、申立人は、当初の任用期間が昭和58年12月9

日から 59 年 3 月 31 日までの 2 か月以上であったことが確認できる。

さらに、申立人と同時期に任用された複数の同僚について、任用の発令年月日と任用期間及び厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、2 か月以上の任用期間のある同僚については、任用の発令年月日で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 59 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当初の任用期間が 2 か月を越える臨時職員については、すべて社会保険の加入手続を行っており、申立人についても昭和 58 年 12 月 9 日に加入手続を行っていたことは確実であり、厚生年金保険被保険者資格の取得日を 59 年 1 月 9 日と社会保険事務所へ届け出る理由は全く無く、仮に加入手続を失念し、後日手続を行ったとしても、厚生年金保険料については、2 か月分をまとめて支払う手続をとることとなり、申立期間に係る保険料についても納付したはずである。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月31日から同年8月1日まで  
ねんきん特別便の年金記録を確認したところ、昭和56年7月の1か月間の厚生年金保険が欠落していることが判明した。当時の賃金明細書等について事業所も私も資料を持っていないが、A社本社人事部で昭和56年7月31日付けで退社している事実を確認していただいたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、昭和56年7月31日依願退職と確認できることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所では、「当時の賃金台帳、社会保険の書類が無く、詳細は不明であるものの、昭和56年7月31日依願退職であれば、同年8月1日が被保険者資格の喪失日となるべきである。」、「月末退職であれば、給与から厚生年金保険料は2か月分控除するが、締め処理後に退職になると現金納付又は退職金から相殺するケースもある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和56年7月31日まで継続して勤務し、同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸における資格取得日に係る記録を昭和33年8月3日に訂正し、資格喪失日に係る記録を同年12月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月3日から同年9月9日まで  
② 昭和33年10月19日から同年12月23日まで

申立期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、船員保険への加入記録が確認できない旨の回答をもらった。しかし、私は、昭和33年8月3日から同年12月23日までA丸にB業務として乗船していたにもかかわらず、操業途中に船員保険を打ち切られることは考えられず、船員手帳でも雇入年月日及び雇止年月日が確認できることから、申立期間について船員保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、Cが所有するA丸にB業務として乗船していたことが認められる。

また、元同僚の3人は、「A丸は、採用と同時に船員保険に加入させていた。」、「A丸には10人くらい乗船していた。」、「船員保険料は、清算時に天引きされた。」と証言しているところ、船員保険被保険者名簿から昭和33年4月17日に10人の船員保険被保険者資格取得が確認で



きることから、当時採用したすべての船員を船員保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、連絡の取れた元同僚5人は、すべて自分の乗船期間と船員保険記録は一致していると回答しているところ、申立人はB業務という重要な職務であり、乗船中に船員保険被保険者資格を喪失させる特段の事情もうかがわれぬ。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和33年8月3日から同年12月23日まで継続してA丸に乗船し、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から56年3月まで  
私の国民年金については、母が加入手続を行い保険料を納付していたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金については、母が加入手続を行い保険料を納付していた。」と主張しているが、保険料を納付したとする母は既に他界している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和56年4月24日以降であることが確認できることから、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、オンライン記録及びA市が保管している国民年金被保険者名簿の記録のいずれにおいても国民年金保険料を納付したとする記録は確認できない。

加えて、申立人及びその母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 586 (事案 503 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 58 年 7 月までの期間、63 年 2 月から同年 10 月までの期間、平成 6 年 8 月、7 年 7 月及び同年 8 月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から 58 年 7 月まで  
② 昭和 63 年 2 月から同年 10 月まで  
③ 平成 6 年 8 月  
④ 平成 7 年 7 月及び同年 8 月

申立期間について、前回、第三者委員会で訂正不要の判断が出されたが、新たな資料は無いがどうしても納得できないので再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書によりその合計額を一括して納付する仕組みであることから、付加年金に加入しながら定額保険料のみが納付済みで付加保険料が未納となることは考え難いこと、ii) 申立人の付加保険料納付者としての納付開始月は、規定どおり申出をした日の属する月以後の月となっていることから、当時の事務処理に誤りは無い上、当該納付記録は、A市が管理する申立人の国民年金付加保険料の納付記録と一致すること、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 4 月から同年 6 月ころに払い出され、申立期間①のうち、52 年 6 月から 53 年 3 月までの期間及び昭和 53 年度の国民年金の定額保険料は過年度納付されていることから、付加保険料については、制度上、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点から遡<sup>そきゅう</sup>及して過年度納付することはできないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間の付加保険料が未納となっていることにどうし

ても納得できないとして再申立てを行っているものの、申立人から新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月 25 日から 22 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 22 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 23 年 10 月 1 日から 24 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、A社及びB社における被保険者記録は見つかったものの、申立期間については被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、申立期間①について、C社駐在員としてD社及びB社に駐在し、E業務に係る技術指導に従事していた。

また、申立期間②について、昭和 22 年 3 月 31 日にC社機構が改正され、駐在制度が廃止となったため、同年 4 月 1 日からB社に転職し、E業務に係る技術指導に従事していた。

さらに、申立期間③について、F法の施行に伴い昭和 23 年 6 月 30 日にB社が法定解散したため、G社でE業務等に従事していた。

それぞれの申立期間において実際に勤務し、事業所から給与も支給されていたので、厚生年金保険の加入記録について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した履歴書により、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在のH社に照会したところ、「当時の書類が無いため、申立期間における申立人の在籍、厚生年金保険の加入及び保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険被保険者資格を取得している 169 人の

被保険者記録を確認したが、その中に申立人の氏名は無いほか、C社I支部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している61人の被保険者記録も確認したが、その中にも申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚についても、申立人と同様に両事業所において厚生年金保険の加入記録は無い。

なお、前記の元同僚からは、健康上の理由により、当時の状況を確認することはできなかった。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した履歴書により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在のJ社に照会したところ、「当時の書類が無いため、申立期間における申立人の在籍、厚生年金保険の加入及び保険料の控除については不明である。なお、昭和30年代に採用された者は、いずれも採用後3か月から6か月は社会保険の加入が無いことから、申立期間当ても試用期間が設けられていたかもしれない。」と回答している。

また、当該事業所において昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、申立人以外に4人いることが確認できるところ、申立人は、その元同僚4人について、「自分がB社に入る前から既にいたと思う。」と供述していることから、当該事業所では、採用時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できない。

なお、前記の元同僚4人については、いずれも死亡及び所在不明であり、当時の状況を確認することはできない。

- 3 申立期間③について、申立人が提出した履歴書により、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、現在のK社に照会したところ、「当時の書類が無いため、申立期間における申立人の在籍、厚生年金保険の加入及び保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚は既に死亡しており、証言を得ることはできない。

なお、G社の上部組織であったと思われるL連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③において厚生年金保険被保険者資格を取得している80人の被保険者記録を確認したが、その中に申立人

の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から 63 年 6 月まで  
② 平成 15 年 4 月から同年 11 月まで  
③ 平成 17 年 5 月から 18 年 5 月まで

申立期間①について、私は、昭和 61 年から 63 年ころまで、A社に勤務していた。この会社は、B社C工場内で、製造業務の請負をする会社であり、在籍スタッフは数百人いたが、契約社員が大半で、私も契約社員であった。

申立期間②について、平成 15 年 4 月から同年 11 月ころまで、D社に勤務していた。この会社は派遣会社で、私はE業務の仕事をしていた。

申立期間③について、平成 17 年 5 月から 18 年 5 月まで、F社（現在は、G社）に勤務していた。試用期間があったので、17 年 12 月から 18 年 4 月までの実質 5 か月程度、正社員として勤務し、H業務の仕事をしていた。

申立期間①、②及び③の会社に勤務し、3社とも厚生年金保険料は給料から控除されていたのに厚生年金保険が未加入となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は平成 6 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明となっている上、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚からも、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入等について関連資料及び証言を得ること



はできなかつた。

また、当時の元社員は、「申立期間当時は、労働者派遣法が整備されておらず、契約社員は厚生年金保険に加入させていない。」と述べているほか、当時の役員の一人名は、「契約社員は、希望により厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答している上、申立人は、「申立期間当時、B社C工場に勤務していた在籍スタッフは数百人おり、大半が契約社員であった。」と述べているが、申立期間内に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は正社員を含めて31人であることが確認でき、数百人いたとするスタッフ数を踏まえると、厚生年金保険被保険者の資格取得者が少数であることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかつたことがうかがわれる。

さらに、申立人が、一緒にB社C工場に勤務していたとして、名前を挙げた元同僚二人も申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間②について、申立人は、「平成15年4月から同年11月まで、D社に勤務した。」と主張しているところ、事業主が保管している退職願によると、入社年月日は同年6月24日、退職年月日は同年10月31日となっているほか、同社の賃金台帳では、申立人に同年6月分から同年10月分までの賃金が支払われている上、当時の事務員は、「申立人が入社したのは15年6月24日であり、退職は同年10月31日である。」と証言していることから、当該期間において、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、当該期間について、「申立人は契約社員であった。契約社員は長期契約の場合は厚生年金保険に加入させるが、短期雇用の場合は加入させていない。」と回答している上、平成15年分の上記賃金台帳を確認したところ、申立人の厚生年金保険料及び雇用保険料は控除されていないことが確認できる。

申立期間③について、申立人は、「平成17年5月から18年5月まで、F社に勤務していたが、試用期間があつたので、17年12月から18年4月まで実質5か月程度正社員としてH業務をしていた。」と主張しているところ、事業主が保管している労働者名簿によると、申立人は同年1月5日に入社、同年2月20日に退職となっているほか、同社の賃金台帳では、申立人に同年1月分及び同年2月分の給料が支払われていることから、当該期間において、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、当該期間について、「試用期間中のため社会保険の加入は無い。」と回答している上、上記賃金台帳を確認したところ、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、雇用保険の加入は、申立期間のうち平成18年1月5日から同年2月20日となっており、事業主が保管している労働者名簿の期間と一致している。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から平成 7 年 5 月 18 日まで  
申立期間において、A社B工場で勤務したが、事業所が届け出た標準報酬月額が実際の金額より低く、特に工場長代理をしてからは、手取額が大幅に増加しているはずなので、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 62 年 1 月から平成 3 年 9 月までは 9 万 2,000 円から 11 万 8,000 円、同年 10 月から 7 年 5 月までは 13 万 4,000 円となっているものの、実際には、昭和 62 年 1 月から平成 3 年 9 月までは 12 万から 13 万円、同年 10 月から 6 年 8 月までは 14 万から 15 万円、同年 9 月から 7 年 5 月までは 17 万から 18 万円給与が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、申立人は申立期間に係る給与額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、A社では、「平成 14 年に工場を閉鎖したので書類は廃棄しており、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、元同僚の一人は、「給与は日給月給であり、若干の個人差はあるが日給は 5,000 円前後であり、月給で 12 万から 13 万円程度であった。」と供述している上、他の元同僚は、「控除されていた厚生年金保険料は当時の社会保険事務所に届け出ていた標準報酬月額から算定された保険料であった。」と供述している。

さらに、A社B工場の閉鎖に伴う平成 7 年 5 月 18 日の厚生年金保険被保

険者資格喪失時における標準報酬月額を見ると、申立人が名前を挙げた元同僚9人のうち、6人が12万6,000円で、3人が申立人と同じ13万4,000円と記録されている。

加えて、オンライン記録における申立人の標準報酬月額の記録は、さかのぼって訂正が行われた形跡も無い。

その上、C厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月6日から同年12月26日まで  
平成4年1月6日から同年12月26日までA社B店に6時間パートで勤務し社会保険料を給与から控除されていたので、確認をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、A社B店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された労働者名簿により、申立人は5時間30分のパート勤務で、雇用保険の加入手続は行われているが、厚生年金保険の加入手続は行われていないことが確認できる。

また、当時の事務担当者は、「申立人は子供が小さく、時間短縮勤務を希望し早番勤務をしており、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間において夫の被扶養配偶者であり、国民年金第3号被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、一部加入記録が確認できない旨の回答を受けたが、昭和 48 年 1 月から 12 月までA社の事業施設であるB店に正社員として勤務した記憶があるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚 4 人の証言から、申立人が申立期間ころB店で働いていたことは推認できる。

しかしながら、前記の元同僚及びA社C店の総務担当者によると、「B店は、A社の関連会社であるD社が事業運営していた。」と証言しているところ、D社は、昭和 49 年 6 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、B店の名称で厚生年金保険の適用を受けた形跡は見当たらない。

また、D社は、昭和 52 年 8 月 31 日に廃業しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできない。

さらに、申立人と同時期にB店に勤務し、申立人と一緒に引き続きA社に勤務したとする前記の元同僚 4 人のうち 2 人は、申立人と同様に昭和 48 年 12 月 14 日からA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

なお、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録については、事業所名は不明であるものの、申立期間とほぼ同時期の昭和 48 年 1 月 17 日か

ら同年12月13日までの加入記録、同年12月14日からA社での加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から9年12月まで  
申立期間に、A業務の調査で来ていたB社の社員を自宅に下宿させていた。朝4時から夜9時まで社員の食事の世話をしていたが、食事の支度をしていない時間は休憩時間だった。  
会社から健康保険証をもらった記憶は無いし、市町村からもらった記憶も無いが、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している預金通帳の給与振込記録、源泉徴収票及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間ころB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所持していた平成6年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄は、雇用保険料控除額に相当する金額であり、厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる上、7年分及び8年分の源泉徴収票の所得控除の額の合計額欄を見ると、雇用保険料相当額は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

また、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人の資格取得年月日は平成6年4月1日、離職年月日は9年6月30日となっている上、雇用保険の高年齢求職者給付金（一時金）が同年7月24日に振り込まれていることが預金通帳の振込記録により確認できる。

さらに、B社及びC健康保険組合からは、「関係資料については、保存期間を経過しており、手元にある資料を検索したが記録は確認できませんでした。」との回答を得ており、申立人の申立期間における勤務状況及び



厚生年金保険の加入等について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。